

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林將啓の上告趣意は、憲法三五条違反、判例違反をいうが、その実質は、証拠物の証拠能力に関する原判決の判断（法的判断及びその前提となる事実の認定）を論難する單なる法令違反、事実誤認の主張にすぎず、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年九月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	寺	田	治	郎
裁判官	横	井	大	三
裁判官	伊	藤	正	己